

広告

企画・お問い合わせ先
日経エージェンシー
TEL: 03-5259-5430

中小企業の事業承継型M&A件数が増加 ガイドラインや支援機関登録制度でより円滑に

◇中小企業の譲渡価格の計算例

貸借対照表		損益計算書	
資産 600	負債 200	費用 180	売上 200
	純資産 400	利益 20	

純資産	400
役員退職金	▲50
土地の含み損	▲100
保険の解約返戻金	20
時価純資産額	270

3年分の利益=60

$$\text{譲渡価格} = \left[\begin{array}{l} \text{時価純資産} \\ \text{総額} \\ 270 \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{3年分の利益} \\ 60 \end{array} \right] = 330$$

出所:中小企業庁「中小M&Aガイドライン」を基に作成

日本企業によるM&Aの件数は右肩上がりで増えてきた。コロナ禍の影響で若干減ったものの、すでに回復基調にある。後継者不在でM&Aによる事業承継が必要な中小企業は30万以上あるともいわれ、M&Aは今後も増加が予測される。

M&Aの売り手側にとって会社を売却するという経験は一度きりであることがほとんどで、M&Aを考えたとしても、どこから手をつけていいのかからずなかなか踏み出せないケースが多いと見込まれる。そこで中小企業庁はそれまでの「事業引き継ぎガイドライン」を2020年3月に全面的に改定し、「中小M&Aガイドライン」を策定した。中小企業のM&Aの実例を18件取り上げてM&Aを身近なものに感じられるようにしているほか、M&Aのプロセス、各段階での確認事項や契約書のひな形などを掲載している。

M&Aでは買い手探しや手続きをサポートする専門の支援機関を利用するのが一般的であるため、「ガイドライン」では支援機関に支払う手数料の考え方や目安

額などを盛り込み、支援機関に対しては適正な業務遂行のための行動指針を示している。

中小企業のM&Aが増えるとともに、専門の支援機関が乱立気味となり、中にはトラブルになる事例も生じたことから、中小企業庁は21年8月に「M&A支援機関登録制度」をスタートさせた。事業者が登録するには「中小M&Aガイドライン」の遵守が要件となっている。それが業界の健全性を確保し利用者に安心感をもたらすし、市場のよりいっそうの発展につながるも期待される。

この制度に登録した事業者は今年6月22日現在で約3100に上る。そのうち最も多いのはM&Aの仲介を行う専門業者で673、次が税理士で615となっている。

検討・準備段階から専門家に相談するM&Aは買い手探しから始まると考えがちだが、その前におくべきことは多い。

まず大切なのは、本当に後継者がいないのか

どうかを確認すること。また、会社をいつまでにいくらくらいで、どんな会社に売却したいかをイメージしておく。譲渡価格の算出方法は「中小M&Aガイドライン」にも紹介されている。一般的には、会社の資産から負債を差し引いた純資産に、数年分の利益を加えた額が目安となる。

こうした検討や事前の準備を、経営者が日常業務をこなしながら一人で行うのは難しいため、事業承継やM&Aに詳しい税理士に相談するとよい。税理士はM&Aの手続きが始まってからも、企業価値の算出や税務面のアドバイスを行った後、買い手企業が売り手企業に対して行う税務デューデリジェンス(買収監査)の際に、売り手会社に寄り添って対応してくれる。

会社の顧問税理士は身近な相談相手だが、事業承継やM&Aに詳しいとは限らないので、顧問税理士の協力を仰ぎながら、事業承継・M&A専門の税理士のサポートを受けるのがよいだろう。

企業が長きにわたって事業を継続していく中で経験しなければならぬのが経営者の交代。中小企業の場合、これまでは経営者の親族が事業を引き継ぐことが多かった。だが、少子化などにより親族内承継が難しいケースが増え、後継者難で廃業する中小企業も出てきている。一方で、親族以外の第三者に会社を引き継いでもらう事業承継型のM&Aの件数は伸びており、中小企業のM&Aを円滑にするための環境も整ってきている。

どうかを確認すること。また、会社をいつまでにいくらくらいで、どんな会社に売却したいかをイメージしておく。譲渡価格の算出方法は「中小M&Aガイドライン」にも紹介されている。一般的には、会社の資産から負債を差し引いた純資産に、数年分の利益を加えた額が目安となる。

会社の組織や経営状態を整えておくことも大切だ。適正な財務書類を作成し、経営者と会社の資産を明確に分け、分散した株式があったら経営者に集約させ、不要な在庫や遊休資産は処分し、契約書や規程・マニュアルなどを整備しておく。会社の強みと弱みを洗い出して、強みにはさらに磨きをかけ、弱みはできる限り改善しておけば、買い手が見つかりやすくなったり譲渡価格がアップしたりする。

さらに、会社を売却したあとの経営者自身のライフプランや老後資金計画なども立てておかなければならない。場合によっては、経営者の相続対策や相続税対策も必要になるだろう。

こうした検討や事前の準備を、経営者が日常業務をこなしながら一人で行うのは難しいため、事業承継やM&Aに詳しい税理士に相談するとよい。税理士はM&Aの手続きが始まってからも、企業価値の算出や税務面のアドバイスを行った後、買い手企業が売り手企業に対して行う税務デューデリジェンス(買収監査)の際に、売り手会社に寄り添って対応してくれる。

会社の顧問税理士は身近な相談相手だが、事業承継やM&Aに詳しいとは限らないので、顧問税理士の協力を仰ぎながら、事業承継・M&A専門の税理士のサポートを受けるのがよいだろう。

顧問税理士の協力を仰ぎながら、事業承継・M&A専門の税理士のサポートを受けるのがよいだろう。

顧問税理士の協力を仰ぎながら、事業承継・M&A専門の税理士のサポートを受けるのがよいだろう。

顧問税理士の協力を仰ぎながら、事業承継・M&A専門の税理士のサポートを受けるのがよいだろう。

顧問税理士の協力を仰ぎながら、事業承継・M&A専門の税理士のサポートを受けるのがよいだろう。

事業承継 税理士

30選 vol.15

企業が長きにわたって事業を継続していく中で経験しなければならぬのが経営者の交代。中小企業の場合、これまでは経営者の親族が事業を引き継ぐことが多かった。だが、少子化などにより親族内承継が難しいケースが増え、後継者難で廃業する中小企業も出てきている。一方で、親族以外の第三者に会社を引き継いでもらう事業承継型のM&Aの件数は伸びており、中小企業のM&Aを円滑にするための環境も整ってきている。

高野総合会計事務所
高野 角司
高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信義」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢100名超の専門家集団(税理士33名、公認会計士14名、中小企業診断士3名)です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

税理士 岡田 雄亮
事前にリスクを把握し、対応を行うこと。これにより後顧の憂いなく将来に向けた気持ちで前向きなになります。当事務所における各グループの専門家集団が豊富な経験とノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。

ランドマーク税理士法人
清田 幸弘
税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

F C M G
FUJII CONSULTING MANAGEMENT GROUP
藤井 泉
ヒアリングに時間を掛け、お客様の想いを的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・福祉・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどで万全な事前対策を提案します。

天野 大輔
天野 大輔
変化の激しい社会情勢の下、事業承継に関してオーナー個人の資産承継を併せて検討することが、より重要になっています。税理士法人レガシィでは、60年に迫る相続・事業承継に関する日本最大級の実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添ったお手伝いをいたします。

税理士法人 高野総合会計事務所
【設立】1975年 【所属】東京税理士会 日本橋支部
【法人番号】第21344号
【本部】〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1番3号 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
TEL.03-4574-6688 <https://www.takanosogo.com>

銀座K.T.C税理士法人
【設立】1990年 【所属】東京税理士会 京橋支部
【法人番号】第704号
【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 土地銀座ビル3階
TEL.03-3541-2958 <http://www.ktctax.com>

ランドマーク税理士法人グループ
【設立】1997年 【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第1606号
【支部】新宿、池袋、町田、八王子、横浜、藤沢、横浜、新横浜、武蔵小杉、大宮、新松戸、浦和、朝霞台、葛西
【本部】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>

株式会社藤井経営/藤井会計事務所
【設立】1978年 【所属】関東信越税理士会
【本部】〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3220
TEL.0270-25-7696 <http://www.fcmg.co.jp>

税理士法人レガシィ
【設立】1964年 【所属】東京税理士会 京橋支部
【法人番号】第378号
【本部】〒104-0028 東京都中央区八重洲2-21 東京シタケン八重洲八重洲セントラルタワー12階
TEL.0120-501-725 <https://legacy.ne.jp>